

公社 J-クレジット販売促進に係る公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 2 月 14 日

(公社)おかやまの森整備公社

公益社団法人おかやまの森整備公社(以下「公社」という。)が管理する分収林において、森林整備を通じて取得した J-クレジット(以下「公社 J-クレジット」という。)を、事業者、団体等に販売促進するコーディネーターに関して、応募者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を定める。

1 事業概要

- (1) 業務名：おかやまの森整備公社 J-クレジット販売促進コーディネーター業務
- (2) 事業目的：公社 J-クレジット販売収入を、さらなる森林の整備に還元することで、経済性と公益性に配慮した持続的可能な森林経営の実現に向けて取り組むこととする。
- (3) 認定期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 業務内容：仕様書のとおり

2 参加資格

- 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
- (1) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第 2 項に規定に基づく再生手続開始の申立をされた者
 - イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者
 - ウ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立をされた者
 - エ 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始の申立をされた者
 - (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例(平成 22 年岡山県条例 57 号。以下「条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。)又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (3) J-クレジット制度を熟知していること。または、J-クレジット(類似するものを含む。)等の販売促進業務の経験を有する者

3 質問書の提出

本案件に対する質問は、質問の趣旨及び内容を記載して提出すること。

- (1) 提出様式

様式 6 「質問書」

(2) 提出期限

令和7年2月21日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

〒708-0013 岡山県津山市二宮 1849 番地 2

公益社団法人おかやまの森整備公社 森林管理支援課

TEL 0868-28-9066 FAX 0868-28-9363

電子メール j-credit@okayamanomoriseibikousha.or.jp

(4) 提出方法

電子メール

(5) 回答

令和7年2月28日（金）午後5時までに公社ホームページに一括掲載します。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正と見なします。

4 認定申請書の提出

本業務に関して申請意思のある場合は、次により認定申請書等を提出するものとする。

(1) 提出様式

様式1 「認定申請書」

様式3 「事業者等の概要」

様式4 「事業実施計画書」

(2) 提出期限

令和7年3月5日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

3の（3）あてに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便（宅配便可）によること。

※参加表明書等を郵送提出した場合は提出期限までに公社に到着を確認すること。

(4) 提出部数

正本1部、副本4部、副本の原稿（PDF形式、CD-R保存）

(5) 留意事項

ア 申請者1者につき、1提案に限る。

イ 申請者の間に、次のいずれかに該当する関係者がいる場合は、認定者として特定しない。

① 申請者の社長、取締役等が他の申請者の議決権（会社の株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権をいう。以下同じ。）を保有しているとき。

② 申請者の社長、取締役等と他の申請者の社長、取締役等が同一の会社の議決権を保有しているとき。

③ 申請者の取締役（会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。）が他の申請者の取締役を兼ねているとき。

④ 上記①～③に掲げる場合に準ずる場合で、公社が認める者に該当するとき。

5 認定申請書に関するヒヤリング

- (1) 日 時 令和7年3月中旬（予定）
(2) 開催形式 W E B会議形式
(3) 実施内容 プレゼンテーションによる。
(4) その他留意事項
ア プレゼンテーションによる追加資料の提示は認めない。
イ 詳細及びW E B会議については、別途、参加者へ通知する。

6 契約候補者の選考

（1）選考方法

公社は、認定申請書を認定申請内容評価基準に基づいて評価採点し、評価の合計結果が最も高い評価を得た上位から順に1者までを本業務の受託者として特定する。

| 評価項目 | 評価事項 | 評価の視点 |
|-----------------------|--|---|
| 配置予定者の経験と技術力 (50点) | | <ul style="list-style-type: none">・J-クレジット制度の理解度があるか。・当該業務を実施するために十分な組織体制や技術力と経験を有しているか。 |
| 業務に対する意欲 (20点) | 専門技術力、コミュニケーション力、取組姿勢について プレゼンテーションにより妥当性を判断する。 | <ul style="list-style-type: none">・専門技術力、コミュニケーション力、取組姿勢が当該業務を実施する上で妥当であるか。 |
| 実施方針 (30点) | 目的、条件、内容の理解及び手順や業務量の把握について、 プレゼンテーションにより妥当性を判断する。 | <ul style="list-style-type: none">・事業実施計画は目的に沿った計画になっているか。 |
| 申請の内容 (100点) | 事業実施計画の適格性 (20点) 事業実施計画の個別審査 (80点) | <ul style="list-style-type: none">・具体的な内容について的確な計画となっているか。 <ul style="list-style-type: none">・公社 J-クレジットの販売促進について、 具体的に計画されているか。 |
| 計 200点 | | |

（2）選考結果の通知

選考結果については、令和7年3月下旬に、電子メールで通知する。

（3）非特定理由の説明

ア 非特定となった者に対しては、上記（2）の通知の際に、その理由を付して通知する。

- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日から起算して 10 日以内に電子メールに、電子メールにより、公社理事長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- ウ 公社理事長は、非特定理由について説明を求められたときは、電子メールを受理した日から起算して 10 日以内に電子メールにより回答する。
- エ 非特定理由の説明請求先は 3 の（3）と同じとする。

7 認定書の授与

公社理事長は、認定者として特定した者に対して、速やかに双方担当業務内容を協議し、認定書を授与する。この協議には、仕様書及び認定申請書の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更の協議を含む。

なお、協議が不調の時は、認定申請内容の評価により順位付けられた上位の者から順に認定の協議を行う。

8 委託の禁止

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合には、公社理事長の承認を得なければならぬ。
- (2) 前号の承認により、第三者に再委託を行う場合は、再委託先に契約書に基づく一切の義務を遵守させるものとする。
- (3) 受注者は、再委託先の行為について、全責任を負うものとする。

9 その他

- (1) 認定申請書の作成、プレゼンテーション等本認定申請に要する費用は、認定申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、申請者に無断で本業務以外に使用しない。
- (4) 提出された書類は、審査及び説明の目的に、その他の写しを作成し使用することができる。
- (5) 認定申請書に虚偽の記載をした場合は、認定申請書を無効とする。
- (6) 本公司型プロポーザルのスケジュール
 - ・令和 7 年 2 月 14 日 公社ホームページによる募集開始
 - ・令和 7 年 2 月 21 日 質問書提出締切
 - ・令和 7 年 2 月 28 日 質問への回答
 - ・令和 7 年 3 月 5 日 認定申請書の提出締切
 - ・令和 7 年 3 月中旬 認定申請書等のプレゼンテーション
 - ・令和 7 年 3 月下旬 選定結果の通知並びに認定の通知